

## 平成 29 年度 P T A 部会 中間報告 2

## 1 開催について

下記のとおり開催した。

回数	開催日／場所	協議事項
第 4 回	平成 29 年 10 月 24 日 (火) 午後 6 時 30 分～ 小川総合支所 大会議室	(1) 各種委員会事業計画 (案) 修正 (2) P T A 会費について (3) P T A 規約について (4) 次回協議内容について (5) 次回委員会開催日について
第 5 回	平成 29 年 11 月 28 日 (火) 午後 6 時 30 分～ 小川総合支所 大会議室	(1) 各種委員会事業計画 (案) 修正 (2) P T A 会費について「・予算計画 (案) の作成」 (3) P T A 規約について (4) 次回協議内容について「・今後の計画について」 (5) 次回委員会開催日について

## 2 協議事項について

各種委員会事業計画 (案) 及び P T A 会費について検討を行い、別紙「小川南小学校 P T A 規約【案】」の作成を行いました。

## 3 今後の予定

来年度以降の統合にむけての活動計画について

- ・役員選出
- ・総会開催方法 等

## 小川南小学校 P T A 規 約 【案】

### 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、小川南小学校 P T A（保護者と教職員の会）と称する。

第 2 条 本会の事務局は、小川南小学校に置く。

### 第 2 章 目 的

第 3 条 本会は、小川南小学校の、並びに、教職員の共同責任機関として、教育に関する充実発展に協力することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、下の事業を行う。

- 1 家庭及び社会における児童の福祉を推進する。
- 2 家庭生活，社会生活の水準を高め，民主社会における市民の権利と義務とに関する理解を促すために，保護者に対し，成人教育を盛んにする。
- 3 新しい民主教育に対する理解を深め，これを推進する。
- 4 家庭と学校との関係を一層緊密にし，児童の教育について保護者と教師とが聡明な協力をするようにする。
- 5 保護者と教師とが，一般社会の協力を推進して，児童の健全な発達を図る。
- 6 学校の教育的な整備を図る。
- 7 児童の補導・保護，並びに福祉に関する法律の実施に努める。
- 8 適当な法律上の手続きにより，公立学校に対する公費による適正な指示を確保することに協力する。
- 9 其の地域における社会教育の振興を助ける。
- 10 教職員の待遇改善に努める。
- 11 その他，本会の目的達成に必要な事業。

### 第 3 章 方 針

第 5 条 本会は，教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第 6 条 本会は，非営利的，非宗教的，非政党的，その他本会の本来の事業以外の活動を目的とする団体，及び，その事業に如何なる関係をも持ってはならない。

第 7 条 本会は，児童の福祉のために活動する他の社会的諸団体，及び，機関と連絡協力する。

第 8 条 本会は，自主独立のものであって，他の如何なる団体の支配，体制，干渉をも受けない。

第 9 条 本会は，教員，校長，及び，教育委員会の委員と，学校問題について，討議，または，その他の活動を助けるための意見を具申し，参考資料を提供するが，直接学校の管理や教職員の人事に干渉するものではない。

第10条 本会は、地方公共団体の適正な教育予算の充実に努める。

## 第4章 会 員

第11条 本会の会員は、小川南小学校に在籍する児童の保護者、または、これに代わる者、教職員及び学区内に居住し、本会の主旨に賛同する者とする。

**第12条 本会の会員は、茨城県協議会、または、日本PTA全国協議会の会員とする。**

第13条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第14条 会員は、すべて第2章の目的を目ざし、第3章の方針に従って活動する義務を有する。

## 第5章 経 理

第15条 本会の活動に要する経費は、会費寄付金、その他事業収入によって、支弁する。

**第16条 本会の会費は、一戸につき月額400円とする。但し、事情により減免する。**

第17条 本会の経費は、会計監査を経て、総会に報告されなければならない。

**第18条 会費は、毎学期まとめて納入する。**

第19条 本会の経理は、すべて総会で認められた予算に基づいて行われる。

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日で終わる。

## 第6章 役 員 ・ 運 営 委 員

第21条 本会の役員及び運営委員は、次の通りである。

1 役員は会長1名、副会長4名（P3名、T1名）、書記2名（P1名、T1名）、会計2名（P1名、T1名）、会計監査委員2名（P2名）とする。

**2 運営委員は役員及び各種専門委員会委員長、各学年委員長とする。**

**第22条 役員及び運営委員の任期は、1か年とする。但し、再任を妨げない。**

第23条 役員及び運営委員の選出方法は、次の通りである。

1 会長、副会長及び会計監査委員は、役員指名委員会においてこれを推薦し、総会の同意により決定する。

2 各種委員会委員長、会計及び書記は、会長の指名により委嘱する。

3 学年PTA委員長は、各学年の推薦により、会長が委嘱する。

## 第 7 章 機 関

第 2 4 条 本会には、次の機関を置く。

- 1 定期総会及び臨時総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会
- 4 各種専門委員会
- 5 各学年委員会

## 第 8 章 総 会

第 2 5 条 総会は、全会員をもって構成され、本会は、最高議決機関である。

第 2 6 条 総会の定数は、構成員の 4 分の 1 である。但し、定数には委任状の数も含む。

第 2 7 条 総会は、毎年 1 回以上開催する。総会の時期は、会長が定める。

第 2 8 条 定期総会は、会長が召集する。但し、臨時総会は、臨時に委員会においてその必要があると認めた場合、または、学校長より要請があるとき、開催することができる。

第 2 9 条 総会の権能は、次の通りである。

- 1 議長は、会長をもってあて、会長事故ある場合は、副会長が代理する。
- 2 規約の判定、並びに、変更。
- 3 決算の承認、並びに、予算の決定。
- 4 役員を選任。
- 5 総会の議決は、多数決とする。
- 6 各委員会の協議処理事項の議決。

## 第 9 章 役 員 会 ・ 委 員 会

第 3 0 条 役員会は役員並びに学校長をもって構成、運営委員会は、役員、並びに運営委員及び学校長をもって構成し、総会の決議に基づいて、本会の事務を運営し、かつ総会に提出する議案の調整を行う。

第 3 1 条 役員会・委員会の定数は、構成員の 4 分の 1 とする。

第 3 2 条 役員会・委員会は会長が召集する。但し、構成員の 4 分の 1 以上の要求があった場合、会長は、役員会・委員会を召集しなければならない。

## 第 1 0 章 各 種 委 員 会

第 3 3 条 本会の活動に必要な事項について、調査研究立案するために各種委員会を置く。

第 3 4 条 各種委員会の中に、学年委員会、地区委員会、研修委員会、広報委員会、生活・環境指導委員会、ベルマーク委員会、女性ネットワーク委員会を置く。

第35条 各種委員会は、いかなる事項についても、委員会の承諾を受けなければ実行に移すことはできない。

第36条 各種委員会の委員は、学年PTAの推薦に基づいて、会長が委嘱する。

第37条 委員長の任期は1か年とすることを原則とする。但し、再任を妨げない。

## 第11章 役員の仕事

第38条 会長は、本会を代表し、総会並びに役員会、及び、委員会を召集して、これを司会する。

第39条 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、その代理をつとめる。

第40条 運営委員は、事業並びに予算の立案と推進につとめる。

第41条 書記は、総会、役員会、委員会の議事を正確に記入し、各種会合について通信を行い、記録・通信等の資料を保管する。

第42条 会計は、  
1 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。  
2 年度末、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。  
3 本会の財産を管理し、予算委員会に協力する。  
(注) 予算委員会は、運営委員を持ってこれにあてる。

## 第12章 改正

第43条 本会の規約は、総会の決議によらなければ変更することはできない。  
但し、出席者の3分の2以上の賛成による。

## 小川南小学校PTA 慶弔規定

- 1 この規定は、小美玉市立小川南小学校PTA会員、児童を対象とし、規約の定めるところにより下記の事業を行う。
  - イ. 児童、役員、及び会員の病氣見舞いをする。
  - ロ. 職員の転退職には、記念品を贈る。
  - ハ. 児童、役員、及び会員に対し、弔慰金を贈る。
  
- 2 見舞金
  - イ. 児童、会員が病氣・負傷のため入院した場合は、見舞金5,000円を贈る。但し、入院期間は、1週間以上とする。
  - ロ. その他必要と認める場合は、見舞金を贈る。
  
- 3 記念品  
職員転出、及び退職の場合は、離任式等において花束を贈る。
  
- 4 弔慰金
  - イ. 児童死亡の場合 香料10,000円、花輪を贈る
  - ロ. 会員死亡の場合 香料10,000円、花輪を贈る
  - ハ. 役員及び運営委員の親死亡の場合 香料 5,000円、花輪を贈る
  - ニ. 職員の親、配偶者死亡の場合 香料 5,000円、花輪を贈る
  
- 5 会員にして災害を被りたる場合、その必要と認めたる時は、役員協議のうえ、見舞金弔慰金を贈る。
  
- 6 本会計は、PTA会計の1費目とする。
  
- 7 本規定は、平成31年4月1日より実施する。